慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	満州国の農村金融政策と中国農民の対応 : 合作社・信用事業を中心として
Sub Title	Japan's agricultural financial policy in Manchukuo and the response of the Chinese peasants : with the emphasis on financial cooperatives
Author	片桐, 裕子(Katagiri, Yuko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.4 (1982. 4) ,p.47- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820415-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

満州国の農村金融政策と中国農民の対応

——合作社・信用事業を中心として——

片桐裕子

一、問題の所在
二、金融合作社政策の変遷
(1) 試験期
(2) 普及期
(3) 調整期
三、興農合作社の信用事業
(1) 政策の内容
(2) 経済統制下の興農合作社
四、中国農民の対応
(1) 農民の負債の性格
(2) 地域別、階層別にみた農民の対応
五、結語

一、問題の所在

本稿で扱う合作社政策とは、日本が満州国において中国農民を対象として行なつた協同組合政策のことである。

満州事変後、傀儡国家満州国の成立とその統治に乗り出した日本は、基本的には依然として伝統的農村社会の域を出ていない中国社会の現状に直面した。当時、満州の全人口の九〇パーセント近くは農業従事者であつた。[1] 満州事変前、満州農民は軍閥の圧政と地主支配による不当な搾取、匪賊の出没による治安不良に苦しめられていた。加えて、一九二九年の世界恐慌が農村の荒廃を決定的にした。満州事変を境として軍閥勢力は一掃されたものの、満州農民の大半は生存ぎりぎりの状態にあつたといつてよい。こうした中で、本格的農村救済政策として着手されたのが合作社政策であつた。建国から敗戦までの間、満州国中央は金融合作社、農事合作社、興農合作社という三つの合作社政策を遂行した。金融合作社は疲弊した農村に農業資金を調達するための信用事業を行ない、農事合作社は流通、配給機構における中間搾取の是正を始めとした総合的農村振興事業をその任務とした。この両者が一九四〇年以降の強力な経済統制下で統合されてできたのが興農合作社である。本稿においては、農村金融の改善をめざした金融合作社政策と、興農合作社政策の中で金融合作社から引き継がれた信用事業政策とをとりあげる。農事合作社に始まる農村内の在来の流通、配給機構の改善の試みに関しては別稿で発表の予定である。[2]

近年、数多くなされている満州国研究[3]において、日本の支配と在来の中国農村社会との関係を解明することが、大きな研究課題の一つとなつている。[4] このような視角の必要性を示唆したこれまでのいくつかの研究成果においても、在来中国社会の構造や特徴に対して充分な考慮が払われているわけではない。特に、傀儡国家満州国の事実上の統治者である日本と、中国農村社会内の支配者である中国人地主・富農層と、一般中国農民との三者の性格とそれぞれの関係を明確化した分析を行

なう必要がある。

本稿の目的は、右の課題を、満州国が中国農村の救済政策として遂行した合作社政策を事例としてとりあげることにより考察してゆくことにある。合作社は本来、直接生産者としての農民を対象とした政策であるため、上述の三者の関係をとらえる事例として適当と思われる。また、特に一般中国農民については、資料的な制約が大きいが、合作社信用事業ということであれば、日本側の調査資料という限界はあるにせよ、政策に対する農民の対応を推測できる広範囲に亙る詳細な調査統計が得られるため、一定の分析が可能である。以下で私は、満州国において行なわれた金融合作社政策と興農合作社の信用事業政策について、まずその政策の性格を時間的に追い、さらにそれに対する中国農民の対応を検討してゆきたいと思う。

(1) マイヤースの使用した統計によれば、一九三四年の農業人口は全人口の八四・七パーセントに当たり、それ以後、年ごとに漸減し、一九四四年には六七・四パーセントになる。(Ramon H. Myers, *The Japanese Economic Development of Manchuria, 1932—1945*, unpublished doctoral dissertation, Univ. of Washington, 1959, p.179)

(2) 拙稿「満州国における合作社政策の展開——農事合作社、興農合作社における流通、配給機構の改善の試みについて」(『アジア経済』、一九八二年度中に掲載予定)。

(3) 最近の満州関係の研究動向については、金子文夫「一九七〇年代における『満州』研究の状況(I)、(II)」(『アジア経済』第二〇巻第三号、第一一号、一九七九年三月、一一月)で詳細に整理されている。また、これ以後、『歴史評論』第三七七号〈特集・満州事変50年〉、一九八一年九月、が出された。

(4) 金子文夫は右の論稿の最後で、今後の満州研究の全般的な課題の一つとして、日本帝国主義の満州支配と中国人民の民族的抵抗との接点を、末端農村レベルに求めることをあげた。また、中国社会を考察の対象に入れた研究の必要性を示唆する業績には、平野健一郎「満州国協和会の政治的展開——複数民族国家における政治的安定と国家動員——」(日本政治学会編『年報政治学一九七二——「近衛新体制」の研究——』、岩波書店、一九七三年)、小林英夫『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』、御茶の水書房、一九七五年、小林英夫「日本の『満州』支配と抗日運動」(野沢豊・田中正俊編『講座中国近現代史』第六巻〈抗日戦争〉、東京大学出版会、一九七八年)、岡部牧夫『満州国』、三省堂、一九七八年、などがある。この意味では、風間秀人「日本帝国主義下における『満州』土着流通資本の存在形態——『満州国』建国期の『北満』を中心として——」(前掲、『歴史評論』)が中国社会における代表的流通資本であった糧桟をとらえ、日本の政策と中国社会との対立・矛盾を論じており興味深い。これらと関連して、解放前に行なわれた農村実態調査資料をもとに満州農村社会構造の解明を試みた中兼和津次「旧満州地域における村落の構造——予備的考察——」(『アジア研究』第二五巻第三・四号、一九七九年一月)、中兼和津次「旧満州農村の社会・経済構造」(一橋大学経済研究所編『経済研究』第三一巻第四号、一九八〇年一〇月)、などは

注目に値する。

二、金融合作社政策の変遷

満州国の金融合作社政策の性格を検討する際、私は便宜上三つの時期に分けて考察してゆきたいと思う。第一期は、一九三一年の満州事変直後から一九三四年九月の金融合作社法の公布までであり、いわば金融合作社の試験期である。第二期は、金融合作社法公布から一九三七年前半までであり、金融合作社の普及期である。これ以後一九四〇年三月の金融合作社解散までを調整期とする。

(1) 試験期（一九三一年一一月―一九三四年九月）

満州事変直後奉天省において、地方の治安工作と自治工作を指導する一機関として、関東軍が中心となり、自治指導部[1]が結成された。自治指導部は、「善政主義に依拠しつゝ各県の県政を改善して完全なる地方自治制度を確立する」ことを任務として「国家の自治建設運動の展開に当つて人民の力を重視」しようという理想を掲げた機関であつた[2]。こうした理想主義的意気込みのもとに、一九三一年一一月の開所と同時に指導部員が各県に入り、事情調査を始めた。事変後の満州農村では、農村金融は乱れており、流通は縮小し、貸借によつて私的に経済の調整を行なつていた農民は生計の道を閉ざされ、離村傾向が増大していた。このような農村の状態に直面し、民生の安定のためには民食の救済と営業資金の融通が必要であるとの認識がおこり、具体的方法として春耕貸款[3]の実施と農村金融組合の設立が奉天省各県の自治指導部から提唱された。それまで満州農村において金融機関といえば、糧棧[4]に代表される土着の商業資本による高利貸や、当舗、銭舗、貸荘などと呼ばれる質屋高利貸があるだけであつた。県城には大都市の銀行の支店があつたが、利用するのはごく一部の上層階級に限られ、農村の中農以下の民衆には資金の融通を受ける道は開かれていなかつたのである。

一九三二年三月、満州国建国宣言をもつて自治指導部は解散となり、春耕貸款と農村金融組合設立案は奉天省政府に引き継がれた。奉天省では、奉天省内に金融組合の設立を計画する一方、中央政府に特別法の制定を申請した。ここで、中央政府が整備されるまでの暫定期間、奉天省公署（旧奉天省政府）が金融組合を設立することが決定された。同年、奉天省庁長会議において瀋陽県と復県の二カ所に試験的に金融合作社を設立することが決定され、翌三三年三月に瀋陽県、五月には復県で金融合作社が営業を開始した。(5)

一九三三年は、満州事変後の国政の基礎的整備や治安回復政策も一段落し、中央の眼がようやく本格的農村政策に向き始めた時であつた。一九三三年三月、満州国建国一年目に出された「満州国経済建設要綱」は、総合的な国家経済統制の方向を打ち出したものであつた。このうち、農業に関しては、「我国民経済は農を以て其根幹とす」(6)という認識のもとに増産の方向が明らかにされ、同時に、農民大衆の福利増進と生活向上が目標とされた。そのための具体的方策として種々の農業施設の整備が提唱されたが、その中で農村組合制度の設立が最初に掲げられた。(7) また、金融の項では、信用制度の改善と流通経済の円滑化のための具体策として、金融組合などの各種庶民金融機関の整備と助成、取締の方法を講ずることが明示された。(8)

ここにおいて金融合作社は中央政府の国家的政策の一環として注目されたのである。政府は、合作社の指導権を中央に移行させ、合作社を全満州に普及する方針をたてた。この措置により、一九三四年六月までに、奉天省に八社、吉林省に二社、黒龍江省に一社が増設された。一九三三年一一月には、奉天省公署内の金融組合室が奉天省金融合作総処となり、省内の合作社業務の指導・監督に当たることになつた。各省の金融合作総処は、それぞれ各省長の監督下にあつたが、満州国財政部の統括方針により、これら各総処の連絡及び指導機関として一九三四年八月財政部内に金融合作連合総処（後の金融合作社連合会）が設置された。こうして、合作社の監督権は省から中央に移行されたが、業務上の監督権は依然として省長に

あつた。一方、金融合作社の増設にともない、基本法を制定し、国家的事業として統一経営を行なうことが要請され、一九三四年九月金融合作社法が制定された。同法に基づきそれ以前に設立された一三の合作社は改組され、金融合作社は新たに満州国の国家機構として出発することになつたのである。(9)

以上において明らかなように、試験期における金融合作社の設立と運営は、満州事変後地方工作を指導するために設けられた自治指導部の工作の一環として着手され、自治指導部解散後は、奉天省を中心として省レベルの地方自治体にゆだねられ、さらに中央に統合されてゆくという過程をとつた。これは地方自治の整備から中央集権体制への統合という満州国全体の政策のもつ方向性に沿つたものであつたといえよう。この時期における金融合作社の性格は、合作社が実験的段階にあつたために、一様ではない。大ざつぱにとらえるとすれば、理想主義的地方工作を標榜する自治指導部によつて提唱された金融合作社は、その発端において農村内の庶民金融機関をめざす協同組合志向を持つていた。しかし、時期を追うに従つて、国家的統合方針に則つた中央集権志向が優勢になつていつた。特に、自治指導部が解散し、地方行政機関を経て中央が完全に金融合作社の主導権をとるようになる一九三四年九月以降、金融合作社は飛躍的に中央集権志向の官僚主義的色彩を強めてゆくのである。

(2) 普及期（一九三四年九月―一九三七年前半）

満州国における金融合作社は、一九三四年九月に公布された金融合作社法により、「社員ノ経済ヲ発達セシムル為其ノ金融ヲ図ルヲ目的トスル社団法人」(10)と規定された。その性格は、満州国政府の作成したパンフレットによると、合作社の「相互扶助ノ組合精神」を尊重し、鼓吹し、政府は「無用ノ干渉ハ極力加ヘザル方針」(11)にあるとされたが、実際は完全な中央統制機関であつたといつてよい。そもそも金融合作社法は、その立案過程においてもつぱら朝鮮における金融組合を模範として作成されたものであつた。(12)朝鮮総督府による金融組合政策は、極度に官僚主義的で中央集権的性格をもつたものであ

つた。

合作社の資金源をみると、社員による出資金、預り金、政府、銀行その他による補助及び貸出とされていた。政府からは設立初期に合作社に対する経費補助があり、その後運営資金の一部に無利子基本金の貸出しが行なわれた。さらに、満州中央銀行から金融合作社連合会を通じて、各合作社は資金の供給を受けることができた。[13] こうした中央からの手厚い補助により合作社は全満州に普及してゆくが、その半面、中央の厳しい監督統制が加えられることになつた。法律上では、金融合作社の監督権は一切満州国財政部大臣にゆだねられていた。[14] また、中央政府と地方行政当局との摩擦を避けるため、監督権の一元化をはかる方針がとられ、中央の主導権が強められていた。[15]

金融合作社の中央集権志向は、合作社の管理者構成をみても明らかであつた。金融合作社は、通常、社長、理事各一名、監事二名、評議員五名を置き、必要があれば副理事一名を置いたが、財政部大臣は理事・副理事の任免権を持ち、また社長も社員によつて選出された後に財政部大臣の認可を受けねばならなかつた。[16] しかも、合作社の社務に関する権限は、事実上完全に理事の手に集中されていた。理事は、日系理事主義がとられ、必ず日本人を採用することとされていた。日本人が独占する理事の権限は、金融合作社連合会を通じて省総務長など日系官僚と結びつくことによつて一層強められた。理事以外の社長、監事、評議員には中国人が採用されたが、大部分は地方有力者が選出された。特に評議員には、「地主・富農の利己的集団として知られた地方農会」の会長が選出されることが「凡ての組合に共同した方針」[17]であつたという。ここに、合作社のもう一つの大きな特色である、地主・富農などの農村内の有力者と密着し、利用階層が偏る原因の一つがあつた。

農村内の上層階層との密着という性格は、金融合作社の業務内容自体からも招来された。もともと、社員になるためには出資金が要求された。出資一口の金額は五円以上三〇円以下となつており、初回の払込みには一口十円を出資しなければならなかつた。[18] 払込み能力がなくて社員資格を得られない者に対しては利用の道がほとんど開かれておらず、高利貸にあえ

ぎ、本来合作社を最も必要とするはずの貧しい農民ほど利用が難しいということになつた。合作社法によれば合作社の主たる業務は、①社員に対する経済資金の貸付、②社員からの預金の受入れ、③社員以外からの預金、積金の受入れ、④他の金融合作社、銀行または金融業者の業務の代理あるいは媒介、となつていた。[19] このうち最も重要な業務である貸付に関して、その方法、利率、用途の各面から考察を加えてみよう。

貸付には、短期貸付と長期貸付との二種類があり、短期貸付の期限は都市では六ヵ月以内、村落では一年以上十年以内と定められていた。短期貸付には、①担保貸付、②保証貸付、③都市合作社における当座貸越ならびに手形貸付の三種があつた。[20] 総貸付中大部分を占めていたのが短期担保貸付であり、保証貸付の比率は低かつた。これは、金融合作社法制定以来、意識的に短期担保貸付に力が注がれたことによる。日系官僚は、貸付の際には極力担保を課し、かつ極度な貸付厳査主義をとつたのである。[21] 一方、保証貸付に関しては、金融合作社法施行規則において、「定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外確実ナル手形上ノ従タル債務者ヲ立テ」[22]なければならないとされていた。具体的には、社員の信用度を点数化し、それに応じて貸付金を決定する方法がとられた。この他に、社員を中心とする相互保証団体を通じて貸付を行なう団体保証貸付があつた。相互保証団体は、金融合作社が五人ないし十人の農民を小団体として組織し、団体単位で貸付を受けるものであつた。[23] この団体保証貸付は、担保力のない農民が貸付を受けることのできる唯一の方法として注目すべきものであつたが、実際は回収の万全を期するための予防策としての性格が色濃く出ていた。このため、「貧農は個人としても団体としても排斥される傾向が強」[24]かつたという。地主・富農は、面子や個人主義的な生活慣習から貧農と同じ団体を組織することを嫌がり、また、貧農部落においては、経済力がないため部落単位の保証団体を組織することさえできないという事態も起きた。[25] 従つて、この方法でも担保力のない中貧農の合作社利用は事実上困難であつたといえよう。

次に貸付の利率に注目すると、金融合作社法制定当初の利率は、中国人の間で質屋にあたる当舗の質貸利率よりは下まわ

るものの、「可成高率」[26]であつた。これは、農村において金利をあまり急激に引下げることはかえつて高利貸や投機を誘発するという合作社推進者の懸念から来たものである。実際、地主が自己の土地を担保として糧桟や雑貨舗等の商人から資金を借り入れ、それにさらに高率の利息を課して中農以下の小作人に貸付けるということが普通に行なわれていた。[27]従つて、低利で貸付が行なわれる金融合作社は、地主にとつて絶好の高利貸資金の供給源となるおそれがあつた。こうした懸念とともに、満州国側が高率の貸付金利で意図したものは、貸付厳査主義に基づく貸付金の早期回収ならびに回収の万全を期することであつた。

これとは対照的に、満州国政府は貸付金の用途に関しては比較的無頓着であつた。合作社としては貸付金は農業生産性を高めるために使用されるべきであるというのが元来の方向である。しかし、使用率が最も高かつたのは労賃として小作人に支払われるものであつた。[28]高利にあえぐ小農が金融合作社から低利の貸付を受け、それを高利貸の返済資金とするという使用方法はほとんどなされていなかつたのである。

農村における庶民金融機関たるべき金融合作社の利用が地主・富農に偏つているという批判は、金融合作社設立の初期から多くなされていた。しかし、満州国日系官僚側の意識は、合作社の利用階層がどうであれ、とにかく数を増やせばよいというものであつた。むしろ組合網を全国的に早急に普及させるために、一県一合作社という大区域主義[29]で設立を進め、意識的に地主・富農の拉致に主力を注いだ傾向すらみられたのである。[30]

以上により、この時期の満州国の金融合作社の実態が、自助の精神を基調とする協同組合の理想とはかけ離れた中央集権的で官僚主義的なものであつたこと、また、地主・富農層と密着し、農村の庶民金融機関としての性格を全く喪失していたことが明らかである。

(3) 調整期（一九三七年後半―一九四〇年三月）

金融合作社に業務方針の転換の兆しが見え始めたのは、一九三七年に入つてからである。農村経済救済のための庶民金融機関であるはずの金融合作社が思うような効果をあげていないのではないかという非難は、合作社設立当時からなされていた。特に、金融のみならず、農事指導、購買、販売事業をも含めた総合的な農村対策を行なわなければ農村経済改善の解決策とはならないという考えが多方面から提出された。満州国では、一九三六年八月に「第二期経済建設要綱」が出され、翌三七年一月に「満州産業開発五箇年計画綱要」が発表された。このもとで、軍需作物の充足を始めとする増産に農業政策の重点がおかれることとなり、その実施機関として農事合作社（農業協同組合）の設立が計画された。ここに、金融合作社はその存在価値そのものを問われることになつたのである。

業務方針転換の現われのひとつは、保証貸付の拡大の動きである。一九三七年二月下旬、財政部が理財司長の名のもとに「保証貸付業務ノ拡大ニ関スル件」として、今後保証貸付をできる限り実行するよう指示を与えた。[31] 右の財政部指示に基づき、一九三七年度の全満金融合作社理事会議において、保証貸付の積極的運営が決定された。[32] この方針に沿つて一九三七年度から小農貸款として特別保証貸付が開始されたのである。これは、担保力のない零細農五人で一組の連帯保証団体を組織させ、これに対して特別に社員資格を附与し、特別社員として金融合作社に加入させるものであつた。[33] 貸付額には一口五十円の限度をもうけ、利率は保証貸付と同率とした。[34] 貸付は、春から秋の間に、春耕・食糧購入等に要する資金として行なわれ、秋から旧正月までの間に回収された。右の方法は、一九三六年中に奉天省内の七合作社（柳河、遼陽、海城、本溪、営口、清原、遼中）で試験的に行なわれたが、翌三七年から中央の保証貸付の推奨によつてさらに積極的に行なわれるようになつた。[35] こうして一九三七年以降、貸付総額中の担保貸付の割合は漸次低下し、一九三九年六月末の段階で貸付総額中の五一パーセントにまで下がつた。一方、特別保証貸付は一九三九年七月末段階で貸付総額中二六パーセントを占めるに至つた。

保証貸付業務の拡大と平行して、貸付金利にも改善が見られた。一九三七年四月から、従来各社によつて異なつていた利率が全満で一律に統一されることになつた。これ以後、積極的に利率の低下が叫ばれ、貸付金利は漸次低下していつた。[36]

しかし、これらの業務内容の一部改善も、元来生産農民を対象とした庶民金融機関として出発したはずの金融合作社としては満足なものではなかつた。しかもこうした方向は、一面では、金融合作社が農村内の協同組合運動の核としてよりも、むしろ単なる金融機関としてのみ存在することを意味した。[37] 金融合作社が事業内容を転換してゆく一方、一九三七年七月には産業開発五ヵ年計画下の農村指導機関として農事合作社が設立される。この直後に日中戦争が勃発し、満州国はこれに対処するため、民心の掌握と農産物の大増産という政策を打ち出す。ここで、合作社の国家政策上の意義は飛躍的に増大したのである。ところが、農村における二つの合作社の併立は種々の問題をひきおこした。農事合作社は、金融、販売、購買などの活動を通じて総合的に農村経済改善を図る機関であつたが、農村金融の面でその業務活動が金融合作社の活動と重なるため、摩擦が生じたのである。両合作社の摩擦の緩和策として、農事合作社の所要資金は一切金融合作社が供給し、農事合作社の金融業務は原則として出廻調節資金と特産物用資金に限るなどの諸方策が講じられた。しかし、こうした応急策では現地の両合作社の対立の根本的解決策とはならず、日中戦争勃発後の火急な農産物統制の強化の要請と相俟つて、一九四〇年、四月両合作社は統合され、ここに金融合作社は解散し、その業務は新たに設立された興農合作社へと引き継がれたのである。

第1表　金融合作社担保貸付の貸付総額に対する割合（%）

1934年	12月	99	1937年	6月	76
1935年	6月	98	1937年	12月	82
1935年	12月	98	1938年	6月	58
1936年	6月	97	1938年	12月	54
1936年	12月	95	1939年	6月	51

『金融合作社七年史』 p.161より作成

（1）自治指導部については、満州国史編纂刊行会編『満州国史・総論』、財団法人満蒙同胞援護会、一九七〇年、一五一―一六五頁。

（2）大上末広「満州国合作社運動の黎明期」（『大陸』第四巻第一二号、一九四一年）七二頁。

（3）春耕貸款とは、春耕期の耕作資金を貸付けることである。一九三三年五月に各省春耕貸款監理委員会が組織され、一九三三年と一九三四年に貸付が

実施された。各県の農会を分会とし、満州中央銀行が貸款機関となつた（王薬雨「東北農村的春耕貸款制度」〔千家駒『中国農村経済論文集』、中華書局、一九三六年〕二二九―二三〇頁）。

(4) 農村内の商人には、糧桟、油房、雑貨舗などがあつた。このうち、土着商業資本の代表的なものとされるのが糧桟である。糧桟は地方農民の持ち出す穀物を買集め、これを輸出商や油房に売却することを主要な機能とした。商品として市場に出廻るほとんどすべての糧穀は必ず一応糧桟の手を通らねばならず、農民→地方糧桟→都市糧桟→輸出商という径路をとつて海外市場へおくりこまれるのであつた。糧桟は、農村の特産物の収買や取引を独占する一方、こうした配給機能を円滑に行なうために金融機能をも併せて果していたのである（南満州鉄道株式会社経済調査会『事変後における糧桟の変革』、南満州鉄道株式会社、一九三六年、三―四頁）。

(5) 金融合作社連合会編『金融合作社七年史』〔これ以後『七年史』と略す〕、金融合作社連合会、一九三七年、四―一〇頁。

(6) 「満州国経済建設要項」〈一九三三年三月〉（南満州鉄道株式会社経済調査会『満州経済統制方策―立案調査書類第一編第一巻』、一九三五年）七頁。

(7) 同右、九頁。

(8) 同右、一〇―一一頁。

(9) 『七年史』、二四―二五頁。

(10) 満州国財政部理財司銀行科『金融合作社法及同施行規則』〔これ以後『法及施行規則』と略す〕、一九三四年、一頁。

(11) 満州国国務院総務庁情報処編『金融合作社ニ就テ』（『満州国大系〈日文〉第二八集』、一九三六年）一三頁。

(12) 『七年史』、二三頁。満州国の金融合作社法が朝鮮の金融組合法を模倣したものであることは、「金融組合関係法規」（朝鮮金融組合連合会『朝鮮金融組合連合会関係法規』、一九三六年、一五―三一頁）と比較すれば明らかである。

(13) 前掲『金融合作社ニ就テ』、五頁。

(14) 『法及施行規則』、一二頁、前掲『金融合作社ニ就テ』、九頁。

(15) 同右『金融合作社ニ就テ』、一四―一五頁。

(16) 『法及施行規則』、五―六頁。

(17) 橘樸「特産恐慌対策としての農村協同組合運動(五)」（『満州評論』第七巻第五号、一九三四年）二八頁。

(18) 『法及施行規則』、三頁、五頁、「金融合作社準拠定款」（『七年史』附録）二九〇頁。

(19) 『法及施行規則』、一―二頁、『七年史』、一四六―一四七頁。

(20) 『七年史』、一四九―一五一頁。

(21) 同右、一六〇頁、前掲『金融合作社ニ就テ』、一八―一九頁。

(22) 『法及施行規則』、二五頁。

(23) 『七年史』、一六一―一六四頁。
(24) 南満州鉄道株式会社経済調査会『満州に於ける一農村の金融―吉林省永吉県農村調査中間報告』、南満州鉄道株式会社、一九三五年、四九頁。
(25) 同右、四九頁。
(26) 『七年史』、一八四頁。
(27) 南満州鉄道株式会社経済調査会『満州経済年報・一九三三年度版』、改造社、一九三三年、五一頁。
(28) 橘樸「特産恐慌対策としての農村協同組合運動(六)」(『満州評論』第七巻第六号、一九三四年)二一―二二頁。
(29) 通常、大区域主義の組合は組合員間の接触が稀薄になり、組合精神が弛緩して、組合が農民と離れて地主層の利に追随する傾向があるとされる。また、県は農民の社会生活単位としては大きすぎるため、一県一合作社の大区域主義には初期の頃から批判が出ていた。
(30) 橘樸「特産恐慌対策としての農村協同組合運動(五)」、二九頁。
(31) 田中武夫『橘樸と佐藤大四郎―合作社事件、佐藤大四郎の生涯』、龍溪書舎、一九七五年、一四五頁。
(32) 『七年史』、一六一頁。
(33) 同右、一六四頁。
(34) 満州国通信社政経部編『満州経済十年史』、満州国通信社、一九四一年、四六一―四六二頁。
(35) 『七年史』、一六五頁。
(36) 本稿、三―(1)、第2表「合作社貸付金利の推移」を参照のこと。
(37) 前掲『満州経済十年史』、四六二頁。

三、興農合作社の信用事業

金融・農事両合作社を統合してつくられた興農合作社は、満州国統制経済下の農業政策の実施機関として重要な位置を占めるようになつた。新たに出発した興農合作社は、金融合作社と農事合作社の多くを継承した。そのうちここでは、金融合作社から引き継がれた農村金融政策(信用事業)に関することのみにふれることにする。(1)

(1) 政策の内容

興農合作社の設立区域は市、県または旗であり、原則として各県各旗に一合作社が設けられた。その上には省単位の興農

合作社連合会が置かれ、連合会はさらに興農合作社中央会によつて統合された。[2] また、合作社の下部機構として部落や屯、その他適当な地域内に社員による興農会を組織させた。興農会は、その会員の相互扶助を強化し合作社との連関を緊密にさせることを目的としており、合作社の指導育成のもとに必要な共同事業を行なうとされた。この興農会と合作社及び興農会相互間の連絡を緊密化させるため、街、村ごとに弁事処が置かれた。[3]

設立当初、興農合作社は次の六事業を実施項目として掲げた。すなわち、①農事指導、②金融事業、③購買事業（必要物資の共同購買）、④販売事業（生産物の共同販売）、⑤利用事業（施設の共同利用）、⑥加工事業及び共済である。[4] このうち特に重視されていたのが農事指導と金融事業であつた。

金融事業における貸付の根本方針は、「興農合作社事業運営方針」によれば次のとおりである。第一に、興農合作社が生産部門に重点をおく方針をとるため、貸付についてもこれを生産部門に集中させ、消費または投機的部門に資金が流れることを避ける、第二に、貸付は偏在を防ぎ生産的勤労農民層を主体として、連帯保証による普遍的な小口貸付を行ない、物的担保による貸付はできる限り抑制する、第三に、貸付金の回転を速やかにする。[5] 以上の点を留意して政府の方針に沿つた「真ノ生産的指導金融」とすることとされた。このように、勤労農民を中心とした指導金融が法において明示されたことは注目すべきであろう。少なくとも法の上では、金融合作社が各方面から批判された利用が上層階層に偏るという点に改善が試みられた。

この方針に則り、たとえば社員資格に改善がみられた。前述のように金融合作社において社員になるためには、独立の生活者であり、かつ、一口以上の出資をすることが必要であつた。しかし興農合作社では、この出資制度が完全に廃止されており、当該合作社の設立区域内に「独立ノ生計ヲ営ム農民」及び「事情ニ依リ農民ニ準ズル者ニシテ区域内住居ヲ有スルモノ又ハ区域内ノ土地ニ付権利ヲ有スル者」がすべて社員資格を有するとされた。[6] 出資制度の廃止が下層農民の合作社利用に

第2表　合作社貸付金利の推移

改正年次	短期担保	短期保証	長期担保
金融合作社			
1935年2月26日以前	日歩5銭3厘ないし6銭	日歩5銭7厘ないし6銭3厘	
1935年2月27日	日歩4銭7厘ないし5銭2厘	日歩5銭ないし5銭5厘	年1割5分ないし1割8分
1936年6月1日	日歩4銭1厘ないし4銭9厘	日歩4銭4厘ないし5銭2厘	年1割2分ないし1割7分
1937年4月1日	日歩4銭	日歩4銭	同上
1938年3月1日	日歩3銭8厘	日歩4銭	同上
1938年5月10日	日歩3銭	日歩3銭2厘	同上
興農合作社			
1940年7月		一律日歩2銭8厘	
1941年		日歩3銭	

『金融合作社七年史』 PP.185～186、
大上末広「興農合作社の金融政策批判」 P.130より作成

貢献することはいうまでもない。また、貸付においては、金融合作社で試みられた連帯保証制による無担保貸付が継承されその拡張が図られた。しかし注意すべきことは、定款において、借入の申し込みは興農会がない場合または特別の事情がある場合を除き興農会または興農会内の組を通じてなす、とされていることである。合作社は貸付に際し、興農会またはその組の全員の連帯保証を徴さねばならず、興農会がない場合は該当する相互連帯保証団体を結成させ、同様の処置をとるという厳密な連帯責任制が採用された。貸付金額は、無担保貸付の場合は、社員調書に記載された信用程度と資金の用途を考慮して決定される。担保貸付の場合は担保物件による。(7) このような厳しい連帯責任制により貸付金の回収に万全を期するのが興農合作社の姿勢であつた。次に、貸付の利率については、金融合作社時代からその低下が試みられていたが、一九四〇年七月に再び大幅な改定が行なわれた。すなわち、貸付の種類や地方事情に関係なく利率は日歩二銭八厘となつた。翌一九四一年にこれは日歩三銭に引上げられるがいずれにせよ従来のものよりも低率であつた。(8)

興農合作社がその設立時に、金融合作社政策に対する反省に鑑み、利用者の拡大を意図した改革を行なつたことは認められよう。しか

し、現場ではこれらの改善が必ずしも効果的になされたわけではない。たとえば、社員資格としての「農民」の定義はあいまいであり、雇農は独立の生計を営む農民ではないとして除外され、一方、不在地主は区域内の土地に付権利を持つ者として社員とされるといつたことが現実には行なわれたという。(9) そのうえ、興農合作社にみられる「農民普遍網羅主義」は、実際にはそれまでの合作社事業の反省というよりも、むしろ日中戦争勃発後の戦時動員体制の確立をめざしてやみくもに行なわれたという感が強かつた。農民であれば誰でも入れるという名目のもとに、一村落の全員を社員にしてしまい、日系官僚がこの指導、工作を行なつてゆくという方法がとられた。あまりに性急な方法がとられたため、担当者が社員数すら把握できないという状態であつた。(10)

(2) 経済統制下の興農合作社

満州国における農業政策は年を経るに従つて満州国の政策全体の中での重要性を増していつた。産業開発五ヵ年計画第四年度にあたる一九四〇年には、五ヵ年計画実行方策に根本的な大転換が行なわれた。ここにおいて満州国の産業開発は、従来の現地調弁ではなく日本に対する基礎資材の供給を第一義とするとされ、その方策として徹底的重点主義と年間生産量の増大が掲げられた。具体的には、鉄鋼、石炭の増産と対日輸送ならびに農産物の確保に重点がおかれた。(11) 興農合作社が右の要求を体現する機関として期待されたことはいうまでもない。勢い合作社政策の重点は、農村金融を改善して農民の生活に必要な資金を調達し農村内の生産性を高めようという長期的効果をねらつた信用事業部門よりも、流通、配給機構における中間搾取を是正し統制もれを防ごうとする直接的効果をもつた部門におかれることになつた。

中間搾取是正策として農事合作社の中心的事業であつた交易場の経営は、興農合作社発足当初その事業に含まれなかつたが、この直後の一九四〇年八月に公布された交易場法により、再び合作社の管轄下に属することになつた。(12) 同じ月、満州国政府は農民の農産物出荷を促すため、出荷奨励金を交易場で渡す制度を採用した。この出荷奨励金制度は翌一九四一年四月

に、農民と出荷契約を行なつて前金を渡す先銭制度に発展した。その際、合作社は農民との出荷契約を行なう役割を担つた。すなわち、興農合作社の最大の任務は、満州国の農産物の確保のための集荷工作の遂行となつた。組織的には国家的統制がさらに強く加えられ、いわゆる農村協同組合としての性格は完全に失われた。戦局がすすむにつれ、合作社は満州国における国家的統制の末端機関と化していつたのである。

(1) 興農合作社の全体については、私の前掲論文で扱う予定であり、ここでは必要最小限の記述にとどめる。
(2) 「興農合作社法」〈一九四〇年三月〉（高田源清『満州及支那の組合制度』、叢文閣、一九四一年、附録「関係法令定款業務規程集」）一六頁。
(3) 同右、一八頁。
(4) 「興農合作社運営ノ基本方針」（興農合作社中央会調査課『興農合作社統計年報・康徳七年度版』、一九四二年、附録）三八四―三八五頁。
(5) 「興農合作社事業運営方針」（同右）三八六―三八九頁。
(6) 「興農合作社定款」（高田源清、前掲書）三三頁。
(7) 同右、三五頁。
(8) 大上末広「興農合作社の金融政策批判」（京都帝国大学人文科学研究所『東亜人文学報』第一巻第四号、一九四二年）一三〇頁。
(9) 茂木勉「合作社農業金融の方法論検討」（満州評論同人『満州における農業政策の諸問題』、満州評論社、一九四二年）一四一頁。さらに、大上末広によれば、純粋な雇農は興農合作社の貸付の埒外におかれており、また、合作社の利用者の土地所有面積あるいは経営面積の大小と貸付金額は正確に比例をなしていたという（大上末広「興農合作社の金融政策批判」、一二七―一二八頁）。
(10) 武藤富男『満州国の断面』、近代社、一九五六年、三五―三六頁、および、満州国合作社当事者の談話。
(11) 原朗「一九三〇年代の満州経済統制政策」（満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』、御茶の水書房、一九七二年）一〇七―一〇九頁。
(12) 前掲『満州経済十年史』、四八一頁、満州国史編纂刊行会編『満州国史・各論』、財団法人満蒙同胞援護会、一九七一年、七九六頁。

四、中国農民の対応

本章では、金融合作社の政策対象である一般の中国農民の側に注目し、農村内部で合作社がどのように受けとめられたかを考察してみたい。

(1) 農民の負債の性格

中国農民が合作社をどの程度利用していたかを知るひとつの手がかりとして、合作社設立以後中国農民がどこから負債を行なつていたかを見ることにする。満州国が一九三五年から三六年にかけて南満を対象として行なつた実態調査の資料によると、農家の負債額比率は第3表のとおりである。表は、南満の一〇県（鉄嶺、遼陽、蓋平、法庫、新民、遼中、黒山、盤山、鳳城、荘河）の各県から各々一屯を選択し調査した結果の基礎数字を組合わせて作成した統計であり、一九三五年度末において農民がどこから負債を行なつていたかが割合で示されている。これによると、金融合作社は全体の〇・一一パーセントと極めて少ない。しかも、合作社を利用したのは富農のみであつた。一九三五年末には、調査対象となつた南満各県のいずれにも金融合作社が設立されており、各農村で貸付業務を開始していた。それにもかかわらず、合作社を利用していたのは十屯中わずかに一屯であり、それも富農が利用していたにすぎなかつたのである。このことは、一九三五年末段階では、未だ「農民に合作社利用があまり顧り見られてゐなかつた」[1]ことを表わしているといえよう。次に第4表は、一九四一年に興農合作社が全満にわたつて行なつた農村戸別概況調査の報告書の借入の部の集計である。この調査は、県レベルで集計がなされており、全満の傾向がつかめる。ここで、耕作農戸と無耕作農戸とは経営規模からみた区別で、無耕作とは無経営のこ

第3表　農家負債額比率
（1935年度末）（%）

春耕貸款		0.04
金融合作社		0.11
金融組合		0.09
農商貸款		2.67
義倉		0.03
救済貸款		0.06
煙草耕作組合		1.63
農家相互		55.65
営利的貸付業者	当舗	0.74
	金貸業	11.43
	（計）	(12.17)
商人	商人	17.78
	雑貨舗	0.84
	糧棧	0.08
	（計）	(18.70)
雑業者	都市	2.18
	農村	0.83
	（計）	(3.01)
無職		3.02
不明		2.82
計		100.00

『農家の負債並に貸借関係篇―康徳三年度』
PP.181～182より作成

第4表　省別農戸負債額比率（1941年）

（省別）	（耕作別）	合作社	当舗	農家相互	地主	商人	その他	計
全満	耕作農戸	41.80%	1.55%	43.68%	5.76%	5.36%	1.85%	100.00%
	無耕作農戸	22.40	1.36	57.87	5.08	10.46	2.50	100.00
吉林省	耕作農戸	40.31	0.61	50.00	5.39	3.63	0.06	100.00
	無耕作農戸	22.77	2.48	68.61	0.64	5.38	0.12	100.00
龍江省	耕作農戸	56.97	1.34	29.86	2.76	4.18	4.89	100.00
	無耕作農戸	15.02	0.89	71.79	8.04	3.38	0.88	100.00
北安省	耕作農戸	51.66	1.76	35.80	5.46	4.54	0.78	100.00
	無耕作農戸	39.00	1.47	46.28	2.37	2.68	8.20	100.00
黒河省	耕作農戸	40.55	—	29.87	—	0.14	29.44	100.00
	無耕作農戸	8.69	—	26.25	—	—	65.06	100.00
三江省	耕作農戸	35.89	1.54	44.22	10.24	6.49	1.62	100.00
	無耕作農戸	33.59	—	57.73	1.52	7.16	—	100.00
東安省	耕作農戸	28.88	—	47.23	18.49	—	5.40	100.00
	無耕作農戸	—	—	—	—	—	—	—
牡丹江省	耕作農戸	25.68	0.61	42.41	25.79	5.51	—	100.00
	無耕作農戸	5.32	—	81.56	—	13.12	—	100.00
浜江省	耕作農戸	55.02	0.82	40.15	2.57	1.44	—	100.00
	無耕作農戸	42.58	0.96	53.20	1.50	1.76	—	100.00
間島省	耕作農戸	50.94	0.00	30.80	4.23	6.19	7.84	100.00
	無耕作農戸	38.77	0.10	26.20	8.54	10.22	16.17	100.00
通化省	耕作農戸	26.06	2.29	49.84	12.51	9.17	0.13	100.00
	無耕作農戸	10.30	2.01	50.04	7.63	30.01	0.01	100.00
安東省	耕作農戸	25.01	0.85	64.87	1.90	7.32	0.05	100.00
	無耕作農戸	7.37	—	74.25	0.45	17.93	—	100.00
奉天省	耕作農戸	35.90	1.01	51.52	5.62	5.74	0.21	100.00
	無耕作農戸	21.31	1.34	66.10	4.79	6.45	0.01	100.00
錦州省	耕作農戸	69.08	11.99	13.68	0.99	4.26	—	100.00
	無耕作農戸	42.57	35.98	21.07	—	0.38	—	100.00
熱河省	耕作農戸	22.34	4.24	48.31	11.54	11.24	2.32	100.00
	無耕作農戸	30.77	3.26	34.08	4.33	27.15	0.41	100.00
興安西省	耕作農戸	19.73	7.52	64.09	4.43	3.92	0.31	100.00
	無耕作農戸	4.42	—	85.64	5.52	4.42	—	100.00
興安南省	耕作農戸	57.00	3.16	21.92	0.60	17.32	—	100.00
	無耕作農戸	12.98	0.71	36.88	12.50	36.93	—	100.00
興安東省	耕作農戸	36.91	—	55.57	—	7.50	—	100.00
	無耕作農戸	17.61	—	82.00	—	0.39	—	100.00
四平省	耕作農戸	47.52	2.80	42.45	3.92	2.95	0.36	100.00
	無耕作農戸	24.92	3.07	58.30	7.82	4.70	1.12	100.00
新京特別市	耕作農戸	98.04	—	0.98	—	0.98	—	100.00
	無耕作農戸	68.17	—	31.83	—	—	—	100.00
興安北省	耕作農戸	—	—	—	—	—	—	—
	無耕作農戸	—	—	—	—	—	—	—

興農合作社中央調査課『康德八年度農家負債額関係調査資料』興農合作社中央調査課、1943年、pp.4～7より作成。

とを表わし、雇農、雑業、地主、教師などがこの範疇に入る。しかし、その大部分は雇農と考えてよい。一九四一年段階の合作社の利用率の全満年均値をみると、耕作農戸が四一・八〇パーセント、無耕作農戸が二二・四〇パーセントとなつており、全体に一九三五年末段階より利用率が高まつている。二つの表で注目すべきことは、農民が農家相互間で負債を行なうことが圧倒的に多いことである。また、商人からも負債を行なつており、いわゆる金融機関からの負債は比較的少ない。すなわち、中国農民は負債を行なう場合、合作社を含めた金融機関を利用するより、むしろ村落内の人間関係に基づいた伝統的な方法をとつていたと考えられる。

ここで、満州農村における負債の性格を検討しなければならない。一般に解放前の中国社会の特徴として、封建的身分関係が社会体制として確立しておらず地主が商人、高利貸、官僚と一体化し、三位一体あるいは四位一体といわれる社会関係が形成されることが可能となつた。従つて、旧中国社会の経済秩序は、三位一体を基盤とする政治的にも経済的にも極めて不平等な力関係を内包した社会における個人的な社会関係によつて基本的に規制される秩序であつたと考えられる。一九三〇年代の満州農村においても、貧富の差は大きく、総じてみれば土地無所有者、零細所有戸数が全農家の八割に達していた。小作料は高率であり、「農民の生産力を剝奪するに役立つ程度」[2]であつたという。そのうえ、小作人には附加物や義務労働が課せられた。短い小作期間と小作契約に関する諸慣行は、小作契約の不安定さを意味し、小作人の地位の脆弱さを物語つていた。雇農の立場はさらに不安定であつた。地域的にみると、南満では小規模な経営の零細農家が農村機構の中心をなしており、農家がその余剰労働力を都市へ出稼を出すことで吸収している場合が多かつた。一方、北満においては、小数の大土地所有と多大な零細農家、純雇農という構成をとつており、人口の定着率は低かつた。すなわち、南満、北満いずれの場合においても、大部分の農家が独立の経営をなすことが困難な状態にあつたといえよう。

満州農村における負債の形成は、このような農村の状況と密接不可分であつた。一部の地主・富農層を除いてほとんどの

農民の負債は、生活費や冠婚葬祭のための出費に用いられ、農耕費として生産的なものに用いられたものではなかつた。換言すれば、農民の負債は生存を維持するためのもので、これは農家経済の自立の破綻を示していた。[3] そのうえ、これらの負債をかかえた農民は、その返済どころか利子も払えない場合があり、負債が新たな負債を呼ぶという負債の固定化現象がみられたのである。[4]

農家相互間の貸借には、新戚や知人の間で行なわれるもの、地主―小作間、雇主―雇人間で行なわれるものなどがあつた。これらの貸借は、通常、口頭で契約し、担保も課さず無利子である場合が多かつた。[5] ただし、これは必ずしも農家間で相互扶助的温情的融通が行なわれていたことを示すものではない。人的信用は、時には物的担保以上の強制力を持つ。不信な行為をなした農民は、農村社会生活において「村八分」にされる恐れがあつた。また、無利子でもそれが労役としてふり替えられたり、あまりに長期的に返済不可能な場合には、自己の所有地を売つたり、「典」[6]として土地の使用権を移譲するなどのことが行なわれた。土地を持たない雇農の場合は、労賃が返済資金に当てられるわけで、人的信用による貸借は物的担保と密接に関連していた。[7]

また、貸借が単なる金銭的貸借関係に止まらず、農作物の耕作サイクルにあわせて慣行化することも多かつた。たとえば、地主―小作間の貸借関係には、①小作関係の内容として行なわれるもの、②地主が自己の小作人に対して特に行なう貸付、③小作料の滞納の結果を負債とするもののおよそ三つの形態があつた。①は、地主が小作関係の内容として、土地以外に房子（家屋）、菜園、あるいは馬、農具、種子までも貸与していることを意味する。これは、窮乏化して作物の種子どころか自らの食料の貯蓄さえ持たない小作人が、地主からの前貸りなしでは作付けをすることができないために行なわれた。②は、主として春の小作人の窮乏期に貸与され、秋の収穫期に回収される。小作人の多くは貯蓄もないその日暮しの経営を営んでおり、その家計の破綻はいわば定期的なものであつた。これをそのまま放置しておけば、農地は荒廃し、収穫高は減少

し、地主にとつて損害となるため、地主は通常自家の小作人に対し貸与を行なつた。この場合の担保は収穫されるべき農作物である。③は、①②の場合とは逆に、地主が小作料の滞納分を負債として残すことである。以上は、いずれも無利子で行なわれているが、地主はこのような慣行化した貸借関係を通して小作人を土地に緊縛し、高率の小作料を確保した。[8] 従つて、これはまた農村における高利貸の一形態として「一方の他方に対する依存、隷属性を強めてゐる結果」[9]を招いた。同様なことが、農民と商人の間の貸借にもみられた。商人の農民に対する貸付には、貸付そのものを目的として行なわれるものと、貸付自体は目的ではなく、顧客に融通を与えることによつて顧客を自家に吸引しようとするものの二つがある。後者には、方法として、掛売、掛買、「批糧」がある。掛売、掛買は、主として雑貨舗が農家に対し商品を売る場合、即金ではなく後から支払を受ける方法で、農家は大体秋の収穫期後にこれを支払う。「批糧」とは、逆に農家が行なう先物売りであり、農作物の成育中に糧栈や油房との間に契約を結び、一定の穀物を一定の期日と場所に納入することを約束して金銭を受けとるものである。[10] 注目すべき点は、これらの方法を通して農村金融が農作物の販売過程と結びついていたことであり、特に「批糧」に至つては、「如何なる条件の下にであろうとも、現銀を得られないよりも得られた方がましであるといふ様な事情の下に、止むなく為され」るため、「全く農民の商人に対する隷属性を一層強化する」[11]ということである。

要するに、満州農民の負債は伝統的農村社会の性格そのものから生じたもので、多くの農民にとつて農村社会内の桎梏となつて慣行化していたのである。農村外からの闖入者である合作社が成果をあげることの困難性は、根本的にはここにあつたといえよう。

(2) 地域別、階層別にみた農民の対応

ここで、合作社の信用事業に対する農民の対応について、地域別、階層別に検討する。第5表は、一九四一年に興農合作社が中心となつて行なつた農村概況調査の集計から、南満、中満、北満の各地から任意に一県選び出し、作成したものであ

第5表 経営規模別借入額 (1941年)(円)

	経営規模	農家戸数	地主	商人	当舗	農家相互	(一戸あたり平均)	合作社	(一戸あたり平均)	その他	合計
奉天省蓋平県(十屯合計)	20陌未満	5	—	—	—	—	—	1,930	(386.00)	—	1,930.00
	10 〃	31	—	1,000	—	1,250	(40.32)	3,110	(100.32)	584.58	5,944.58
	5 〃	83	—	—	—	440	(5.30)	6,559	(79.02)	374.85	7,373.85
	3 〃	324	600	910	—	1,030	(3.18)	8,228	(25.40)	57.00	10,825.00
	1 〃	489	1,000	1,270	112	1,057	(2.16)	3,873	(7.92)	—	7,312.00
	無経営	283	—	—	34	90	(0.32)	475	(1.69)	—	599.00
	合計	1,215	1,600	3,180	146	3,867	(3.18)	24,175	(19.90)	1,016.43	33,984.43
吉林省長春県(十五屯合計)	100陌未満	5	—	—	—	1,500	(300.00)	—		—	1,500.00
	50 〃	42	—	—	—	1,850	(44.08)	3,000	(71.43)	—	4,850.00
	20 〃	98	—	—	—	5,340	(564.69)	1,900	(19.39)	—	7,240.00
	10 〃	65	800	—	—	2,360	(36.31)	1,500	(23.08)	—	4,660.00
	5 〃	52	500	—	—	1,150	(22.12)	—	—	—	1,650.00
	3 〃	132	120	—	300	2,260	(17.12)	570	(4.32)	—	3,250.00
	1 〃	109	1,030	—	—	1,410	(1.37)	—	—	—	2,440.00
	無経営	551	260	500	50	5,835	(10.59)	4,250	(16.35)	—	10,895.00
	合計	1,054	2,710	500	350	21,705	(20.59)	11,220	(10.65)	—	36,485.00
浜江省青岡県(三屯合計)	100陌以上	1	—	—	—	—	—	1,000	(1,000.00)	—	1,000.00
	100陌未満	4	—	—	—	2,200	(550.00)	1,850	(462.50)	—	4,050.00
	50 〃	18	200	—	—	4,979	(276.61)	4,120	(228.89)	—	9,299.00
	20 〃	13	—	—	—	500	(38.46)	300	(23.08)	—	800.00
	10 〃	5	—	—	—	—	—	150	(30.00)	—	150.00
	5 〃	9	—	—	—	—	—	530	(58.89)	—	530.00
	3 〃	5	—	—	—	260	(52.00)	—	—	—	260.00
	1 〃	2	—	—	—	80	(40.00)	—	—	—	80.00
	無経営	108	—	—	—	1,310	(12.13)	1,130	(10.46)	—	2,440.00
	合計	165	200	—	—	9,329	(56.54)	9,080	(55.03)	—	18,609.00

興農合作社中央会調査課『康徳七年度農村概況調査報告書—奉天省蓋平県』 1942年、pp.99～100、
興農合作社中央会調査課『康徳七年度農村概況調査報告書—吉林省長春県、永吉県』 1942年、pp.118～119、
興農合作社中央会調査課『康徳七年度農村概況調査報告書—浜江省肇東県、青岡県』 1942年、pp.75～76より作成。

る。奉天省蓋平県は開拓年代の古い南満地域の典型ともいうべき県である。奉天省は当初、金融合作社設立の中心となつた省で、蓋平県にも一九三四年に金融合作社ができている。また、この地域の農村では貨幣経済がかなりの程度まで浸透しており、これらのことが、合作社の利用が他と比べて格段に進む原因となつたと思われる。吉林省長春県では、一九三五年に金融合作社が開始された。新京特別市という大都市の近くであるにしては、その開始は遅かつたといえよう。一九四一年段階の合作社の利用率は、他と比べて低い。この地方の農村では、蓋平とは異なり、小作料の物納が相当残つており、金融・商業資本は新京特別市に集中していた。換言すれば、都市と農村の格差が著しい地域であつたといえよう。前掲の第4表によれば、新京特別市の合作社利用率は全満一高く、これと対照的な長春県の合作社利用の遅れは注意すべきであろう。北満浜江省青岡県に金融合作社が設立されたのは一九三五年である。青岡付近では、北満の中でも比較的早くから合作社政策が注目されており、合作社政策の遂行には有利な気運があつたといわれる。北満では、合作社の立地条件が極度に悪い所もあり一律に考えられないが、青岡の場合は立地条件も悪くなく、また、その農村構成は北満の特徴を比較的良く出している。

注目すべき点は、いずれの県においても合作社の利用率が農家の経営規模と比例する傾向を示していることである。すなわち、地域をとわず上層の農民ほど合作社を利用していたことがわかる。この場合、表の「無経営」の範疇には地主が含まれており、無経営農家の合作社利用の数値には地主の借入分が多いと考えられる。ちなみに、入手できる資料[12]の中で「無経営」の中に地主が入らない屯が一一県二二屯あるが、このうち一九屯まで「無経営」の合作社利用が全くない。そして、利用があつた三屯はいずれも、雇農よりも雑業者の数が多い。このことは、純粋の雇農には合作社の利用がほとんどなかつたことを示唆している。さらに興味深い点をあげると、階層格差の激しい青岡県では、百陌以上の土地を経営する農家が一戸で千円以上合作社から借入しており、逆に三陌未満の零細農が全く合作社を利用せず農家相互の借入に頼つている。また、長春県では、やはり合作社利用と農家経営規模との対応が顕著であるが、他の二県に比べて地主からの借入がめだち、経営

規模の小さい農家ほど合作社を利用せず農家相互及び地主からの借入に頼つている。そして貨幣経済の浸透の度合が大きい蓋平県では、他県に比して合作社の利用率が高く、同時に商人からの借入が多い。以上の事実は、合作社政策の結果が在来の農村社会の構造や地域的な特質にある程度左右されたことを物語つている。

下層の農民ほど合作社を利用せず、農家相互間で貸借をするという傾向は、一つには先にみたように当初日本の政策が下層農民にとつて利用しにくかつたためと思われる。だが同時にそれは、下層の農民ほど伝統的農村内の従来の社会関係や慣習に支配されていたことを示している。このことは、農村外からの政策が農村の末端の農民に浸透することの難しさを示しているともいえよう。技術的面からいえば、農民のほとんどは文盲である。農民は「慣習」以上の「手続き」を想像以上に嫌つた。また一般に、下層の農民ほど自衛的になり易く、政治や近代的機構には無関心であつた。[13] 搾取が厳しく慢性的不況状況にあつた満州農村において、農民は生存水準の維持に必死であり、危険があると思われることはなるべく避ける「安全第一」[14]の行動をとる傾向にあつたと思われる。農民は利益が大きくなるよりも、むしろ損害を被る可能性が少なくなる方を好む。[15] この点で、満州国実業部臨時産業調査局の実態調査報告書が、金融合作社が農民に顧みられない理由として、「原始的な自然農村に必然来るべき天災と飢饉及治安不良等による生命の危険と家財の散逸(ママ)に対して保護を加えられる事の少なかつた事は彼等をして恐ろしく自衛的たらしめ、自分の事は自分でやる様に習慣ずけられ、したがつて農村金融の如きも、高利であつても彼等の間で原始的な形式で融通し合ふ事に何等の矛盾も不便も感じなかつた」[16]と分析していることは注目すべきであろう。

庶民の農村金融機関として農村経済の改善と農民の国家的動員をはかつた合作社政策は、伝統的中国農村の末端にまでなかなか浸透してゆかなかつた。利用が上層農民に偏るということは、当初協同組合として末端農民の生活に着目した植民地政策としては稀有の政策を掲げた合作社政策が、実は既存社会の有力者を自己の政策に組み入れることにより支配を確立し

ようとする典型的植民地政策の性格をもつていたことを示している。[17] 満州国政府にとつてより重要なことは、合作社政策によつて満州の村落を傀儡国家に急速に統合してゆくことであつた。このため、地主・富農ら農村内の有力者を傀儡国家と農民との仲介者とみなして抱き込む方法がとられた。このことはまた、伝統的中国農村内の社会関係をそのままかかえ込むことに他ならなかつた。農民の負債が伝統的農村社会そのものと不可分である以上、この方法で合作社が所期の効果をあげ得るはずはなかつた。一方、地主・富農ら農村内の有力者は傀儡国家との間を調整しつつ、合作社から低利で貸付を受け、その資金を農民に高利で貸付けたり、不動産投機に利用したりした。満州農村経済救済のため、満州において最初にして唯一の本格的農村政策として出発した合作社政策は、異民族の植民地政策の典型的な過程をたどり、かえつて中国農村内の力関係の不平等を増大させる役目すら果してしまつたのである。

（1）満州国実業部臨時産業調査局『農家の負債並に貸借関係篇（南満の部）――康徳三年度農村実態調査報告書』〔これ以後『貸借関係・康徳三年』と略す〕、一九三七年、一七四頁。
（2）五十子巻三『満州国経済全集・十巻・農政編』、満州国通信出版部、一九三九年、三四八頁。
（3）加藤清「満州の農業金融に関する一考察」（『満鉄調査月報』、一九三九年一二月）八九―九六頁。
（4）一九三五年末の南満を中心とした調査によれば、この段階の負債全額中、満州事変前からの借入が四九・七一パーセント、一九三二年以降の借入が五〇・二九パーセント（『貸借関係・康徳三年』、一三五―一三六頁）、また、一九三四年末の北満を中心とした調査では、満州事変前からの借入が三〇・六六パーセント、一九三二年以降の借入が六九・三四パーセント（満州国実業部臨時産業調査局『農家の負債並に貸借関係篇――康徳元年度農村実態調査報告書』〔これ以後『貸借関係・康徳元年』と略す〕、一九三七年、五七―五八頁）となつており、満州事変前からの負債の固定率は相当高率である。
（5）『貸借関係・康徳元年』、六一―六三頁。
（6）「典」とは、債権担保のために債務者所有の土地を債権者が占有使用、収益し、債権の利息と土地使用代償とを相殺する一種の担保物権である。
（7）『貸借関係・康徳元年』、一五七―一六一頁、『貸借関係・康徳三年』、二八五―二九〇頁。
（8）『貸借関係・康徳元年』、八六―一〇三頁。
（9）同右、一〇二頁。
（10）『貸借関係・康徳三年』、一九三―一九四頁。糧桟にとつて「批糧」は「常に莫大な利益」をもたらす結果となつたので積極的に行なわれたという。

農民の側からすると、この「批糧」により「穀価騰貴による利益の大部分を失つてゐた許りでなく、最悪の条件の下に農作物の売渡を余儀なくされ」たが、他方、夏の窮乏期において資金の融通を受けることができたのである（満州国実業部臨時産業調査局『販売並に購入事情篇—康徳元年度農村実態調査報告書』、一九三七年、三二頁）。

(11) 同右、『販売並に購入事情篇』、三四頁。

(12) 興農合作社中央会調査課『康徳七年度農村概況調査報告書』、一九四二年、による。右の報告書のうち現在参照できるものは全部で九篇あり、七省一五県（吉林省長春県、永吉県、龍江省白城県、泰来県、北安省徳都県、北安県、三江省湯原県、通河県、浜江省双城県、珠河県、肇東県、青岡県、奉天省海城県、蓋平県、熱河省承徳県）の屯レベルの調査集計を参照することが可能である。

(13) 満州国実業部臨時産業調査局『農村社会生活篇——康徳元年度農村実態調査報告書』、一九三七年、一九八—二〇四頁を参照のこと。

(14) 農村社会における農民の行動原則が「安全第一」であることは種々の文献が指摘しているが、ここではとりあえず、James C. Scott, *The Moral Economy of the Peasant, Rebellion and Subsistence in Southeast Asia*, New Haven and London, Yale University Press, 1976, pp. 13～15, によつた。

(15) *Ibid.* pp. 17～18.

(16) 『貸借関係・康徳三年』、一七四頁。

(17) 植民地下において、植民する側が既存社会の有力者と提携することにより植民地体制を確立し、有力者はそれによつて力をもつようになるというパターンは種々の事例に見られる。特に既存社会の変化に注目して研究した例ではスコットの前掲書の分析がある。スコットはここで、植民地下の東南アジアの農民反乱の原因を農村内の patron と client の互酬的関係とその崩壊に注目して分析している。東南アジアと満州では農村社会の構造や特徴が異なるため、スコットの分析をそのまま満州に適用することはできない。しかし、農村社会が植民地勢力という農村外の要因によつて変化するという発想と、農民の行動原則に関しては参照すべきものがあると考えられる。なお、スコットの理論に関しては、James C. Scott, "The Erosion of Patron-Client Bonds and Social Change in Rural Southeast Asia," *Journal of Asian Studies, vol 32, No. 1*, 1972, pp. 5～37, をも参照のこと。

五、結　語

満州国において日本が行なつた金融合作社政策は、荒廃した満州農村経済をたて直すために農村金融の便宜をはかろうとしたものであつたが、必ずしも所期の効果をあげることができなかつた。金融合作社がその設立後満州国の国家体制確立の要請に呼応して中央集権的国家統制的色彩を強めていつたこと、興農合作社が戦時下の統制経済の遂行のための末端機関と

化していつたこと、合作社の利用は上層の農民に偏り、低利で貸付ける金融機関を最も必要とした貧農層の利用が少なかつたことが指摘された。

そこで、なぜこのような結果を生み出したかをいま一度まとめて本稿の結びとしたいと思う。日本の金融合作社がうまくゆかなかつた理由は、日本の政策内容のまずさと、中国農村内の負債の性格に求められる。もともと日本の政策内容自体が、政策の最大の対象であるべき中農以下の農民に対して配慮がたりなかつた。たとえば、初期の金融合作社における社員資格としての出資金や貸付の際の担保などは、経済力のない農民が合作社の利用を不可能にする条件であつた。その後、これらの条件がある程度改善されても、満州農村の負債の性格から、合作社が農民の利用するところとはなり難かつたのである。満州の農民達は、血縁や小作関係にもとづく伝統的な方法によつて貸借を行なつていた。それは、満州農村の社会・経済構造と不可分に形成され、慣行化されたものであり、合作社が下層農民に利用されるためには、このような伝統的農村内の社会関係そのものを乗越えねばならなかつた。そのうえ、下層の農民ほどその行動は極めて自衛的であり、危険のともなう改革には消極的であつた。ここに、農村外から政策を浸透させる根本的難しさがあつた。

満州国において最初の本格的農村政策として出発した合作社による農村金融政策は、農村社会の末端にまでなかなか効果を及ぼすことができずに終つた。それは、満州国において伝統的中国農村社会を相手どつた日本の支配の限界を示しているといえよう。

〔附記〕　本稿をまとめるにあたり、旧満州国関係者、合作社関係者の多数にお話をうかがつた。この場を借りてお礼申しあげる。